

平成10年 5 月21日
原子力安全対策課
(1 0 - 1 8)
<10時資料配付>

高浜発電所 2 号機の新燃料輸送について

このことについて、関西電力株式会社から下記のとおり連絡を受けた。

記

高浜発電所 2 号機（加圧水型軽水炉：定格出力 8 2 . 6 万 k W）は、本日、新燃料集合体 2 4 体を受け入れた。

1 . 輸送年月日

平成10年 5 月20日23時50分 原子燃料工業（株）熊取製造所 発
平成10年 5 月21日07時00分 高浜発電所 着

2 . 輸送数量等

新燃料集合体	2 4 体
輸 送 容 器	1 2 個

3 . 輸送物の種類

A型核分裂性輸送物

4 . 輸送方法

陸上輸送

「輸送における安全性について」

1. 輸送物の種類

A型核分裂性輸送物

2. 輸送容器の概要

型式 : N F I - II 型 . . . 3 個

形状 : 円筒形

寸法 : 長さ約 5 m、外径約 1 m

重量 : 約 3. 3 トン（輸送容器だけで約 1. 9 トン）

材質 : 鋼鉄製

型式 : N F I - V 型 . . . 9 個

形状 : 円筒形

寸法 : 長さ約 5 m、外径約 1 m

重量 : 約 3. 8 トン（輸送容器だけで約 2. 4 トン）

材質 : ステンレス鋼製

3. 輸送物の安全確認

本輸送物（A型核分裂性輸送物）については、別添に示す国の安全基準を満たすことを、国の指定確認機関である(財)原子力安全技術センターにより確認されたものです。

4. 輸送上の安全対策

輸送にあたっては、車両への積付け・標識等、輸送上の十分な安全対策を施してあります。

なお、万が一緊急の事態が生じた場合にも、最寄りの消防、警察および科学技術庁等に連絡するとともに、適切な措置を取ることにしており、十分な安全対策が講じられることとなっております。

別添

『A型核分裂性輸送物の安全基準』

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第59条の2に基づき国が定めている『A型核分裂性輸送物』に係わる技術上の基準の主なものは、以下のとおりである。

①線量当量率

表面で、 2 ミリシーベルト／時以下
表面から1 m離れた位置で、 0.1 ミリシーベルト／時以下

②表面汚染密度

α 線を放出する放射性物質の場合、 0.4 ベクレル／cm^2 以下
 α 線を放出しない放射性物質の場合、 4 ベクレル／cm^2 以下

また、A型核分裂性輸送物の試験条件には、

①一般の試験条件

水の吹きつけ試験、自由落下試験、圧縮試験、貫通試験

②特別の試験条件

9 m落下試験、棒上への1 m落下試験、耐火試験、浸漬試験

があり、これらの厳しい諸条件下においても容器の健全性を維持し、臨界の防止を確保するよう、法令の基準値を満足することになっている。